

山電協だより

山形電気工事協同組合

TEL 023-633-0161

FAX 023-633-0645

H29年6月号

第329号

HP URL: <http://www.y-koso.or.jp>

E-mail: y-koso@y-koso.or.jp

1.平成29年度 山形電気工事協同組合 通常総会終了について（御礼）

去る5月18日（木）に開催されました山形電気工事協同組合通常総会は、多くの組合員の皆様よりご出席を賜り、無事終了致しました。



今総会では役員改選があり、新理事長に會津圭一郎氏が選任されました。

29年度からの役員については別紙の通りになります。

また、5月24日には山形県電気工事工業組合の総代会が開催され、役員改選が行われました。29年度からの役員については別紙の通りになりますので、こちらもご確認下さい。

2. 高校進路指導担当教諭との懇談会開催のご案内

新規学卒者の優秀な人材確保に向けて、各高校の進路指導の先生方から現在の高校生の職業観・就職動向などを伺える貴重な懇談会が下記の通り開催されます。

詳細、申込みについては別紙の通りです。

- 日時 : 平成29年7月13日(木) 午後3時～(午後5時～懇親会)
- 会場 : 山形国際ホテル
- 会費 : 7,000円(当日に徴収)
- 締切 : 平成29年6月30日(金)

3. 2級電気工事施工管理技術検定試験 申込書取りまとめ

「2級電気工事施工管理技術検定試験」の申込書注文の取りまとめを致しますので、希望される方は組合までご連絡下さい。

- 試験日 : 平成29年11月12日(日) 会場: 仙台市、新潟市など
- 申込書代 : 学科試験のみ 300円
学科・実地の両受験又は実地試験のみ 600円
- 受験申込締切 : 平成29年7月28日(金)
- 取りまとめ締切 : 平成29年7月 7日(金)

4. 賞与資金の融資について

賞与資金貸付を下記の条件で実施致しますので、ご希望の方は別紙申込書を記入・捺印の上、組合までお申し込み下さい。

- 貸付限度額 : 組合への払込済み出資額を限度とします。(万単位)
- 貸付期間 : 平成29年7月7日(金)～平成29年11月30日(木)
- 貸付利息 : 年2.4%
- 保証人 : 必要無し(出資証券を差入れて頂きます)
- 申込期限 : 平成29年6月20日(火)

5. 29年度 消防設備点検資格者講習会のお知らせ

上記講習会が下記日程で開催されます。(講習最終日の試験に合格すれば「消防設備点検資格者」の国家資格を取得することが出来ます)

- 日時 : 第1種 平成29年8月28日～30日(3日間)
第2種 平成29年9月 5日～ 7日(3日間)
- 会場 : 山形ビッグウィング

- 受講料 : 31,882円 (テキスト代含む)
- 申込期間 : 平成29年7月10日 ~ 8月4日 (持参または郵送にて)
- 申込先 : (一社) 山形県消防設備協会
山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁附属棟
TEL : 023-629-8477
- 申込書入手先 : 各消防本部、山形県消防設備協会
下記の日本消防設備安全センターのホームページからもダウンロードが出来ます。
<http://www.fesc.or.jp>

組合員の動向

新規加入

山形南ブロック

(有)ホームライフ山形 代表取締役 : 大沼 道義

山形市松山3-7-3

TEL : 023-642-5932

FAX : 023-642-5933

寒河江・朝日・大江ブロック

工藤電工 代表 : 工藤 進

寒河江市みずき3-3-7

TEL・FAX : 0237-85-2411

FAX番号変更

山形南ブロック

桜田電器センター

新FAX番号 : 023-623-9935

組合脱退

東村山ブロック

高藤電気工事 代表 : 高橋 藤男

天童ブロック

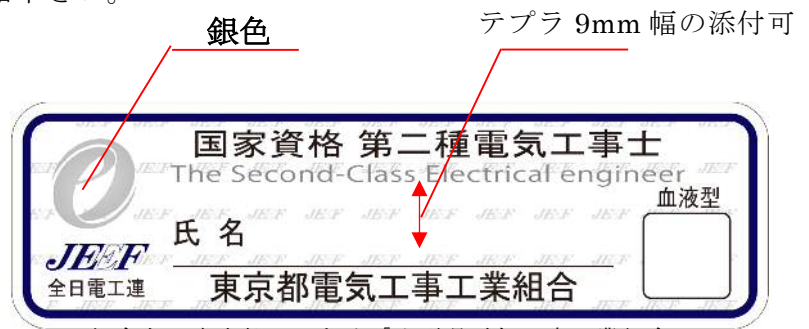
(株)エスパワー 東北統括事業所 代表取締役 : 渡辺 栄造

第二種電気工事士 ヘルメット用ステッカーの販売

下記の第二種電気工事士用ヘルメットステッカーを販売しております。
ご希望の方は組合までご連絡下さい。

◎ 仕様について

- (1) 材 料 : PET WH50 PET16
- (2) サイズ : 100mm×30mm
- (3) 加 工 : 3色印刷



組合名は東京都ではなく「山形県電気工事工業組合」

- (4) 価 格 : 1シート 900円 (税込) 1シート8枚入り
残り【 47シート 】です

ご 依 頼

「住所、代表者名、電話・FAX番号」などを変更した場合は
関係機関へ届出の必要がありますので、必ず組合までご連絡
頂けますようお願い致します。

5年毎の建設業許可の更新、又は新たに建設業の許可を
取得した場合などは県建設部だけでなく、村山総合支庁総務課
防災安全室へも届出の必要がありますので、組合までご連絡を
お願い致します (申請書をお渡し致します)。

届出を出しているか、県の立入り検査でチェックをされます。

尚、「暴力団排除条例」の制定により 建設業許可の更新 については
事業所の役員が暴力団員かどうか の審査の徹底を図るため、
審査～受理までの時間がこれまでより長く掛かることから、

更新申請にあたっては

有効期間満了の「30日前まで」

に申請書を提出するよう、県より通達が来ておりますので、
徹底して頂けますようお願い致します。